

# 原賠裁判を支援する群馬の会ニュース(N014)

発行責任者：大川 正治  
住所：前橋市堀之下町187番地  
電話：(027) 269-8115

## 9/5結審報告&めざませ勝利判決集会

東京高裁で初めて

コロナ・3密対策して  
155名の参加

勝利判決めざます、みなさんのご支援、  
本当にありがとうございました！

特別講演の講師は「いわき市民訴訟原告団長」の伊東達也氏

伊東さんの血のにじむような闘いに  
涙が止まらず



<判決は来年1月21日(木)午後2時>  
勝利判決めざまして頑張るぞー！

### 群馬の支援の力に、首都圏の仲間が大注目

「群馬の会」事務局長：大川正治

2017年3月17日、「ヤッター！」の声が前橋地裁前に響き渡った事を鮮明に覚えています。国の事故責任を認めた前橋地裁判決は全国で闘う仲間を励ました。この判決を受けた国は体制を立て直し、積極的な主張の展開と証拠を山の様に提出し、前橋判決を逆転させる為に必死になってきました。

更に、避難指示区域外避難者（自主避難者）に対し、「戻らないのは、その地域が居住に適さない危険な区域と言っているに等しく、我が国の国土に対する不当な評価となるものであって容認できない」という誹謗中傷する準備書面まで出してきました。この主張には、

全国の原告団・弁護団、首都圏の支援組織が共同で記者会見し、反撃した結果、群馬訴訟以外の裁判で主張することはありませんでした。また、一審では主張しなかった「ドライサイトコンセプト」という目くらまし用語を出してきたり、我が国の津波工学の第一人者である今井文彦氏を証人として出してきたりと、とにかく群馬訴訟に対する国の必死さは際立っていました。

こうした、緊張した法廷の傍聴席を埋める為に、毎回バスで駆け付け、原告と弁護団を励まし続けた群馬の支援の力に、同じ東京高裁で闘う原告団や支援団体から「このパワーはすごい！」と注目され、7月9日に結審を迎えました。皆さんに感謝です。

群馬に続いて、千葉が結審しました。9月30日には生業訴訟の仙台高裁判決が出ます。群馬の判決は来年1月21日、これからも全国の仲間と連帯して闘います。引き続きご支援をお願いします。

### 結審・判決に向けたカンパのご協力、ありがとうございました

結審・判決に向けたカンパへの協力をお願いしてきました。多くの方々からご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

組織をあげて取り組んでいたいただいた新婦人前橋支部、群馬経理からは5万円のご協力をいただきました。集会や学習会、会議の

場々と、県内各地でいろいろな取り組みが報告されています。重ねてお礼申し上げます。集会経費や判決時の取組みに使用します。ここで、中間報告させていただきます。

- カンパ袋へのご協力：317,493
- 9・5集会会場でのご協力：77,183円
- その他のご協力：40,000円

【合計金額】434,676円

(会計担当：中関直江)



# 控訴審の裁判経過と群馬判決への期待の大きさが示された集會に



■司会は(原発なくす前橋連絡会・事務局)店橋厚氏、集會は、大川事務局長(写真左)の報告で始まりました。集會主催の「群馬の会」結成までの経過とその後の裁判支援の状況を報告。前橋の判決後、闘いの場が東京高裁に移り、毎回バスを中心に傍聴支援を募り、東京高裁最大の101号法廷を一杯にして来ました。これまでの支援に感謝し、判決に向けての支援を呼びかけました。



■連帯の挨拶は、首都圏連絡会の吉川方章氏(左)と神奈川県訴訟原告団長の村田弘氏(右)が代表して行いました。

裁判の度にバスで傍聴参加を続ける群馬の支援のパワーに驚かされ、東京高裁で初めて出される群馬判決への期待が語られました。支援団体からの参加は、千葉訴訟関係、公害総行動実行委員会、いわき市民訴訟、公害・地球環境問題懇談会、かながわ訴訟支援する会の皆さんでした。



■弁護団報告は鈴木克昌団長(左)と関タ三郎事務局長(右)が行いました。団長は、前橋地裁判決が全国で裁判を闘う仲間を励まし、裁判の判決で国の責任を認める事の重要性をハンセン裁判を例に説明。次に事務局長が、控訴審で明らかにされた国の責任について資料を使って詳しく報告されました。



■原告を代表して丹治杉江さん。変わりゆく福島の実態を写真でまとめた資料「写真で見る・福島は今」を手に、復興の象徴として推進しているオリンピックなどを批判。歴史的な前橋判決を更に前進させる高裁判決を求め、更なる支援を訴えました。

■閉会の挨拶は今野義雄氏(右)。北毛を中心に活動し、自らも福島・島津訴訟の原告です。DVD「ふるさと・島津」の取り組みなどを紹介。三瓶さん(中央)も、山場を迎える裁判の現状を報告。



## 「記念講演/原発事故から9年、福島からの報告」

40年も前から、原発事故の危険性を訴え、国・東電に対して具体的な対策を求め続け、事故後も賠償裁判の先頭に立って奮闘する伊東達也氏の報告に、会場は感嘆・釘付け!



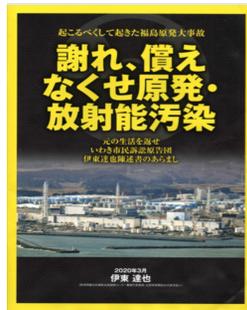
全国の原賠裁判の中心的な役割を果たし、地元「いわき市民訴訟」の原告団長として活躍。裁判の意見陳述がパンフになりました(下記パンフ)

■記念講演は「原発事故から9年、福島からの報告」と題して伊東氏が講演。「起こるべくして起きた福島原発事故」であることを自らの活動を通して明らかにしました。講演は、静かな口調で福島の実態を報告から始まりました。避難者の実態を把握していない国と行政ですが、「避難指示が解除された区域での小中学校の通学者」データを通して、帰還者が少ない現状を報告。「何人避難したかのみで、その後の事は調べない姿勢は、原発事故を風化させる狙いがある」と批判し、被害者の声を基本に置き、被害の実相と向き合い、その克服を図っていく事を基本にした復興を求めました。

次に、原発事故の危険性を訴え続け、何度も何度も国・東電に具体的な対策を求め続けた自らの闘いを紹介。そして、住民の要求を無視し続ける国・東電の姿勢に苦しんだ当時の心境も報告。会場は伊東氏の闘争心と苦しみの深さに圧倒されました。

そして原発事故が発生。40年前から警鐘を鳴らし続けた結果の事故は「人災」です。避難者訴訟の仙台高裁判決は「本件事故の発生に至った経緯を被害者の立場から率直に見れば、このような被告の対応の不十分さは、誠に痛恨の極みと言わざるを得ない」と、伊東氏らの活動の存在を認め「故郷喪失又は変容による慰謝料」を認めたのです。

## パンフの普及にご協力下さい



パンフ:500円、あゆみ:100円

「安全神話」に支配された福島の地元で、原発事故の危険性を訴え続けた闘いの貴重なパンフとあゆみ。是非ご一読下さい。

# 1月21日の判決日は、県内数ヶ所から大型バスで!

# 皆さんのご協力をお願いします!

9・5集會の参加者から、判決当日に向けた取り組みについて様々な意見が寄せられています。中でも判決当日の参加をどうするのか問い合わせもあり、「群馬の会」として県内の何ヶ所から大型バスを出す方向で検討しています。コロナ禍でのバス移動になり、経費が心配されるところですが、これまでの支援カンパの取り組みを継続しバスの

代金にもあてたいと考えています。

国の事故責任を認めた全国初の前橋判決。国はこの判決をひっくり返す事に執念を燃やしてきました。原発事故をめぐる裁判で、高裁における歴史的な判決とも言えます。

皆さんのご支援をお願いします。



■当日の資料は、結審を迎えた裁判の状況や、福島の実態を伝える内容満載!(伊東講演の資料、写真で見る福島の今、弁護団ニュース、最終陳述書他)希望の方はご連絡下さい。【連絡先】大川:080-3203-4680 丹治:090-7797-4673